

島田市スポーツ・文化合宿に伴う  
新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、島田市スポーツ・文化合宿の新型コロナウイルス感染症対策として、市民、事業者及び合宿団体が安全で安心した状況下でより良い合宿を行うことを目的とする。

2 合宿受け入れ条件

- (1) 合宿に参加するメンバー全員が島田市に到着する14日前から次の症状に該当していないこと。
  - ①発熱（37.5度以上）の症状
  - ②強い倦怠感や息苦しさ
  - ③咳、痰、胸部の不快感
  - ④味覚異常、嗅覚異常
- (2) 合宿に参加するメンバー全員の同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいないこと。
- (3) 合宿に参加するメンバー全員が島田市に到着する過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がないこと。
- (4) その他、新型コロナウイルス感染症の国評価レベル及び島田市新型コロナウイルス感染症対処方針に準じて判断することとする。

3 市内公共施設の利用

市内公共施設を練習等のために利用する場合は、施設管理者からの指示に従うこと。

4 合宿時における対策

- (1) 合宿開始前の健康確認  
合宿責任者において、合宿参加者全員が島田市に到着する日から14日前までの健康確認（発熱・咳・咽頭痛など）を実施すること。
- (2) 合宿期間中の感染症対策の実施  
新しい生活様式をはじめとした感染症対策を実施すること。
  - ①手洗い、うがい
  - ②アルコール等による手指の消毒
  - ③活動時を含めて支障がない場面でマスクの着用
  - ④咳エチケットの徹底
  - ⑤こまめな換気の実施
  - ⑥その他感染症対策に際して必要と思われること

(3) 合宿期間中の健康確認

合宿責任者において、毎日健康状態のチェックを行い、それを記録すること。  
(参考) 別紙「健康状態確認表」

(4) 合宿期間中の行動の把握

合宿責任者は、合宿参加者全員の行動を把握すること。

(5) 合宿終了後の健康確認

合宿責任者は、島田市より離れた日から14日後までの、合宿参加者全員の健康確認（発熱・咳・咽頭痛など）を実施すること。また、新型コロナウイルス感染者、もしくはその疑いが発生した場合は、島田市役所観光課へ連絡を行うこと。その際、対象者の合宿期間中の行動もあわせて報告すること。

5 体調不良者が発生した場合の対応

合宿期間中に2(1)の症状に1つでもあてはまる者が発生した場合は、静岡県発熱等受診相談センター（電話050-5371-0561）に指示を仰ぐこと。また、その状況を島田市役所観光課に報告すること。

6 接触確認のための対策

接触確認アプリ「COCOA<sup>(1)</sup>」の導入

合宿に参加するメンバーは、可能な限り、厚生労働省のリリースした新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をスマートフォンにインストールし、新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触の有無を確認すること。

7 合宿中止の判断

合宿中止の判断については、合宿団体の状況を確認のうえ島田市役所観光課と協議し決定すること。

8 その他

(1) 本ガイドライン以外の事項で疑義が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の状況が日々変化しているため、その都度、本ガイドラインを更新する。

---

<sup>1</sup> 「COCOA」は利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保し、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができるアプリケーション。

(厚生労働省HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)